



答申第14号

平成24年3月16日

青森県知事 三村 申吾 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会

会長 石岡 隆



「事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針」の変更について（答申）

平成24年3月15日付け青総第732号で諮問のあったこのことについては、異議ありません。

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学 部准教授	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者
日野 辰哉	国立大学法人弘前大学人文学部准教授	

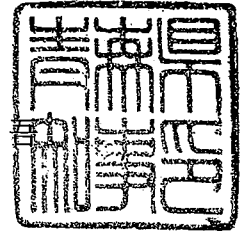
(平成24年3月16日現在)



青総第732号
平成24年3月15日

青森県情報公開・個人情報保護審査会 殿
会長 石岡隆司 殿

青森県知事 三村 申



「事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針」の変更について（諮問）

県では、第269回定例会に青森県情報公開条例及び青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例案を提出し、青森県個人情報保護条例の一部を改正する予定としています。

これに伴い、「事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針」（平成11年7月1日青森県告示第477号）を別紙のとおり変更したいので、青森県個人情報保護条例第41条第4項において準用する同条第2項の規定により、貴審査会の意見を求めます。

記

- 1 事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針新旧対照表
- 2 事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針（現行）
- 3 青森県情報公開及び個人情報保護条例の一部を改正する条例案
- 4 青森県個人情報保護条例の改正に係る新旧対照表

○ 事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針新旧対照表

改正後	現 行
<p>第2 定義 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）並びに<u>県が設立した土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項に規定する土地開発公社をいう。）及び地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条に規定する地方道路公社をいう。）を除く。）又は事業を営む個人をいう。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>第2 定義 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）を除く。）又は事業を営む個人をいう。</p> <p>(3) (略)</p>

(平18告示230・一部改正)

第2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができることとなるものにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。

(2) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）を除く。）又は事業を営む個人をいう。

(3) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第3 対象とする個人情報

この指針は、個人情報の処理形態のいかんにかかわらず、事業者がその事業活動に伴って取り扱うすべての個人情報を対象とする。

○青森県個人情報保護条例第四 十一条第一項の事業者が個人 情報を取り扱う際に準拠すべ き指針

（平成十一年七月一日
青森県条例第四百七十七号）

改正 平成十三年 四月 一日 青森県議 第三三〇号
再改正 十七年 四月 一日 青森県議 二二七号

青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）第四十一条第一項の規定により、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を次のとおり定めたるのじ、同条例三項の規定により公表する。

事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針

第1 趣旨

この指針は、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）第41条第1項の規定により、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき事項を定めるものである。

第一編 総務

第二章の三 個人情報保護

（青森県個人情報保護条例第四十一条第一項の事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針）

第4 個人情報の保有等

- 1 個人情報の保有に当たっては、正当な事業の範囲内において、その利用の目的をできる限り特定するものとし、その特定した利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲内で保有するものとする。
- 2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で行うものとする。

第5 個人情報の取得

- 1 個人情報の取得は、適法かつ公正な手段により行うものとする。
- 2 思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、原則として、取得してはならない。ただし、法令若しくは条例の規定に基づいて取得するとき、又は本人の明確な同意を得て取得するときは、この限りでない。
- 3 個人情報を取得するときは、取得する目的を本人に明らかにした上で、原則として、本人から直接取得するものとする。やむを得ない理由により本人以外のものから取得するときは、本人の権利利益を不当に侵害しないように行うものとする。

第6 個人情報の利用及び提供

- 1 個人情報の利用又は提供は、原則として、利用目的の範囲内で行うものとする。
- 2 利用目的以外の目的のために利用又は提供をするときは、本人の同意を得、又は本人にその目的を確認する機会を与えるなど、原則として、本人の了解の下に行うほか、本人の権利利益を不当に侵害しないように行うものとする。

第7 個人情報の適正な管理

- 1 保有する個人情報について、利用目的を達成するために必要な範囲内で、過去又は現在の実態と合致するよう必要な措置を講ずるものとする。
- 2 個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 保有する必要のなくなった個人情報について、確実に、かつ、速やかに廃棄又は消去の措置を講ずるものとする。
- 4 個人情報を取り扱う事業を委託しようとするときは、原則として、取得の方法又は利用の目的若しくは方法の制限その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講ずるものとする。

第8 自己の個人情報の開示等

- 1 本人から自己の個人情報について開示するよう求められたと

口 [青森県個人情報保護条例第四十一条第一項の事業]

きは、原則として、これに応ずるものとする。

- 2 本人から自己の個人情報について訂正するよう求められたときは、必要な調査を行い、事実と合致していない場合は、原則として、これに応ずるものとする。
- 3 本人から自己の個人情報について、第4から第6までの規定に違反しているという理由により利用又は提供を停止するよう求められたときは、原則として、これに応ずるものとする。
- 4 本人から自己の個人情報の取扱いに関する苦情を受けたときは、適切かつ迅速に処理するものとする。

第9 体制の整備

- 1 この指針で示す個人情報の取扱いについて、その責任体制の確立に努めるものとする。
- 2 自己の個人情報の開示の求め、自己の個人情報の取扱いに関する苦情等に適切かつ迅速に対応するため、相談窓口を設置するものとする。
- 3 従業員等に対し、個人情報の保護が図られるよう意識啓発に努めるものとする。

口 [青森県個人情報保護条例第四十一条第一項の事業]

議案第二十八号

青森県情報公開条例及び青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例案

青森県情報公開条例及び青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十四日提出

青森県知事 三村 申 吾

青森県情報公開条例及び青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例

(青森県情報公開条例の一部改正)

第一条 青森県情報公開条例(平成十一年十二月青森県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「以下同じ。」の下に「土地開発公社(公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)第十条第一項に規定する土地開発公社をいう。以下同じ。)及び地方道路公社(地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第一条に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。)」を加え、同条第二号中「地方独立行政法人」の下に「土地開発公社及び地方道路公社」を加える。

第七条第三号ハ中「地方独立行政法人」の下に「土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社(地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)第一条に規定する地方住宅供給公社をいう。以下同じ。)」を加え、同条第四号及び第六号中「及び地方独立行政法人」を「地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社」に改め、同条第七号中「又は地方独立行政法人」を「地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社」に改める。

第十三条第一項中「地方独立行政法人」の下に「土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社」を加える。

第十六条の二の見出し中「地方独立行政法人」を「地方独立行政法人等」に改

め、同条中「県が設立した地方独立行政法人」の下に「土地開発公社若しくは地方道路公社」を、「又は当該地方独立行政法人」の下に「土地開発公社若しくは地方道路公社」を、「当該地方独立行政法人」の下に「土地開発公社又は地方道路公社」を加える。

附則第八項及び第九項を削る。

(青森県個人情報保護条例の一部改正)

第二条 青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「県の」を削る。

第二条第二号中「以下同じ。」の下に「土地開発公社(公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)第十条第一項に規定する土地開発公社をいう。以下同じ。)及び地方道路公社(地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第一条に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。)」を加え、同条第三号中「地方独立行政法人」の下に「並びに県が設立した土地開発公社及び地方道路公社」を加え、同条第五号中「地方独立行政法人」の下に「土地開発公社及び地方道路公社」を加える。

第六条第四項第一号中「地方独立行政法人」の下に「土地開発公社若しくは地方道路公社」を加える。

第十八条第一項中「地方独立行政法人」の下に「土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社(地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)第一条に規定する地方住宅供給公社をいう。以下同じ。)」を加える。

第二十一条第一項第四号ハ中「地方独立行政法人」の下に「土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社」を加え、同項第五号及び第七号中「及び地方独立行政法人」を「地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社」に改め、同項第八号中「又は地方独立行政法人」を「地方独立行政法

人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社」に改める。

第三十五条の二の見出し中「地方独立行政法人」を「地方独立行政法人等」に改め、同条中「県が設立した地方独立行政法人」の下に「、土地開発公社若しくは地方道路公社」を、「又は当該地方独立行政法人」の下に「、土地開発公社若しくは地方道路公社」を、「、当該地方独立行政法人」の下に「、土地開発公社又は地方道路公社」を加える。

附則第五項から第八項までを削る。

附 則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の青森県情報公開条例（以下「改正後の情報公開条例」という。）第二条第二号に規定する行政文書のうち、県が設立した土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社をいう。）及び地方道路公社（地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社をいう。）の役員若しくは職員（以下「県設立公社の役員」という。）が作成し、又は取得したもの（以下「県設立公社の行政文書」という。）に係る改正後の情報公開条例第二章の規定は、次に掲げる県設立公社の行政文書について適用する。

一 平成十三年一月一日以後に県設立公社の役員が作成し、又は取得した県設立公社の行政文書

二 平成十三年一月一日前に県設立公社の役員が作成し、又は取得した県設立公社の行政文書のうち、永久に保存することとされているものであって、目録等当該県設立公社の行政文書の検索に必要な資料が整備されているもの

3 第二条の規定による改正後の青森県個人情報保護条例（以下「改正後の個人情報保護条例」という。）第二条第五号に規定する保有個人情報のうち、県設立公社の役員が作成し、又は取得したもの（以下「県設立公社の保有個人情報」という。）

に係る改正後の個人情報保護条例第二章第二節の規定は、次に掲げる県設立公社の保有個人情報について適用する。

一 平成十三年一月一日以後に県設立公社の役職員が作成し、又は取得した県設立公社の保有個人情報

二 平成十三年一月一日前に県設立公社の役職員が作成し、又は取得した県設立公社の保有個人情報のうち、永久に保存することとされているものであって、目録等当該県設立公社の保有個人情報の検索に必要な資料が整備されているもの

~~~~~◇~~~~~  
提案理由

県が設立した土地開発公社及び地方道路公社を実施機関に加える等のため提案するものである。

青森県個人情報保護条例の改正に係る新旧対照表

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、個人情報保護に関する県、事業者及び県民の責務を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に關し必要な事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 実施機関 知事、病院事業管理者、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び警察本部長並びに(県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、土地開発公社(公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)第十条第一項に規定する土地開発公社をいう。以下同じ。))及び地方道路</p> | <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、個人情報保護に関する県、事業者及び県民の責務を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に關し必要な事項を定めるとともに、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 実施機関 知事、病院事業管理者、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び警察本部長並びに(県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を</p> |

公社（地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。）をいう。

三 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人並びに県が設立した土地開発公社及び地方道路公社を除く。）又は事業を営む個人をいう。

#### 四 略

五 保有個人情報 実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人、土地開発公社及び地方道路公社にあつては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）第二条第二号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

#### 六 略

（個人情報取扱事務の登録等）

### 第六条 略

2

略

三 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）又は事業を営む個人をいう。

#### 四 略

五 保有個人情報 実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人にあつては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）第二条第二号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

#### 六 略

（個人情報取扱事務の登録等）

### 第六条 略

2

略

3

4 前三項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務について、適用しない。

一 県の職員若しくは職員であつた者又は県が設立した地方独立行政法人、土地開発公社若しくは地方道路公社の役員若しくは職員若しくは役員若しくは職員であつた者に係る個人情報取扱事務であつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うもの

二 略

5 略

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十八条 開示請求に係る保有個人情報に県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社(地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)第一条に規定する地方住宅供給公社をいう。以下同じ。)

及び開示請求者(第十四条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。第二十一条第一項第三号から第五号まで及び同条第三項において同じ。)以外の者(以下この条及び第三十六條において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者

3

4 前三項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務について、適用しない。

一 県の職員若しくは職員であつた者又は県が設立した地方独立行政法人の役員若しくは職員若しくは役員若しくは職員であつた者に係る個人情報取扱事務であつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うもの

二 略

5 略

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十八条 開示請求に係る保有個人情報に県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者(第十四条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。第二十一条第一項第三号から第五号まで及び同条第三項において同じ。)以外の者(以下この条及び第三十六條において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通じて、意見書を提出する機会を与えることができる。

2  
3  
略

(開示義務)

第二十一条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一  
二  
三  
略

四 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

2  
3  
略

(開示義務)

第二十一条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一  
二  
三  
略

四 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ  
略

八 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第三十四条第一項又は第五十五条第一項に規定する職員をいう。）の氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分

五 法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当

イ  
略

八 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第三十四条第一項又は第五十五条第一項に規定する職員をいう。）の氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分

五 法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、事業活動によつて

該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、事業活動によつて生じ、又は生ずるおそれのある危害から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

六 略

七 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

八 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 略

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独

生じ、又は生ずるおそれのある危害から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

六 略

七 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

八 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 略

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方



立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ  
二  
略

ホ 県、国若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

九  
略

2  
3  
略

（県が設立した地方独立行政法人等に対する異議申立て）

第三十五条の二 県が設立した地方独立行政法人、土地開発公社若しくは地方道路公社がした開示決定等、訂正決定等若しくは前条第一項若しくは第二項の決定（以下「利用停止決定等」という。）又は当該地方独立行政法人、土地開発公社若しくは地方道路公社に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人、土地開発公社又は地方道路公社に対し、行政不服

独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ  
二  
略

ホ 県、国若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

九  
略

2  
3  
略

（県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て）

第三十五条の二 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは前条第一項若しくは第二項の決定（以下「利用停止決定等」という。）又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による異議申立てをすることができる。

審査法（昭和三十七年法律第六十号）による異議申立てをすることができる。

附 則

4 ~ 1  
略

附 則

4 ~ 1  
略

5 | (特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第十七号の二の次に次の一号を加える。

十七の三 個人情報保護審査会委員

別表第二公文書開示審査会委員の項の次に次のように加える。

|             |   |        |
|-------------|---|--------|
| 個人情報保護審査会委員 | 同 | 九、八〇〇円 |
|-------------|---|--------|

(特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 | 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第十七号の二の次に次の一号を加える。

十七の三 個人情報保護審査会委員

別表第三中「公文書開示審査会委員」を「公文書開

示審査会委員

に改める。

護保審査会委員」

(青森県統計調査条例の一部改正)

7 | 青森県統計調査条例の一部を次のように改正する。

第九条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第十条とする。

第八条中「すみやかに」を「速やかに」に、「但し」を「ただし」に、「この限りでない」を「この限りでない」に改め、同条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

(調査票等の管理)

第八条 知事は、調査によつて集められた調査票その他の関係書類を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

(県が設立した地方独立行政法人に関する経過措置)

8 | 県が設立した地方独立行政法人の成立の前において、この条例の規定により、実施機関が行つた行政処分その他の行為又は実施機関に対して行つた申請その他の行為のうち、当該地方独立行政法人が行う業務に係るものは、当該地方独立行政法人が行つた行政処分その他の行為又は当該地方独立行政法人に対して行つた申請その他の行為とみなす。